



国道交第20号
国道環調第12号
平成19年7月6日

警察庁交通局
交通規制課長 殿

国土交通省道路局
道路交通管理課長

地方道・環境課長



国道43号尼崎地域において大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否に関する検討について（要請）

平素は国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

尼崎有害物質排出規制等請求事件につきましては、国及び阪神高速道路公団（当時）と原告との間で、自動車排出ガス対策の一層の推進が必要であること等を踏まえ、平成12年12月8日に和解が成立いたしました。

この和解において、「本件地域における大型車の交通量低減の必要性を理解し、大型車の交通規制の可否の検討のために必要な交通量の調査を平成13年度までに着手する。また、本件地域における大型車の交通規制の可否の検討について、早期に検討結果が出るよう、警察庁に要請する。」ことが合意されました。

その後、原告は和解条項の履行を求めて、国及び阪神高速道路公団（当時）を相手方として、公害等調整委員会に対してあっせんを申請し、平成15年6月26日にあっせんが成立いたしました。

このあっせんにおいて、「平成13年に実施した阪神間交通量調査等の調査結果に加え、大型車の運行経路の実態や運行経路選択に係る事業所側の意向等に係る（中略）調査結果を取りまとめ、本件地域における大型車の交通量を低減する観点から、大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、当該調査結果の提出と併せて、警察庁に対し追加的検討を要請すること。」が合意されました。

この合意に基づき、国道43号を管理する国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）においては、平成17年3月に国道43号尼崎地域における「大型車の交通量低減のための総合的な調査」を実施しました。

また、平成17年4月13日付で、兵庫県警察から「現況の交通量等を詳細に把握

することが必要不可欠」との理由による新たな交通量調査等の実施の依頼があり、兵庫県警察と協議のうえ、平成18年3月に「阪神間の交通量調査等の調査」を実施しました。

なお、平成13年に「阪神間交通量調査等の調査」を実施し、兵庫県警察に交通規制の可否を検討していただきました後も、近畿地方整備局及び阪神高速道路株式会社におきましては、国道43号及び阪神高速3号神戸線尼崎地域における道路構造対策、交通流対策、沿道環境の改善のための関係機関・道路利用者への協力要請等に努めてきたところです。国道43号及び阪神高速3号神戸線沿道の大気環境は改善が進んでいるものの、依然として厳しい状況にあり、今後とも原告団と意見交換を行いつつ沿道環境対策を推進することとしております。

今般、公害等調整委員会によるあっせん合意事項に基づき、平成13年に実施した阪神間交通量調査等の調査結果及び大型車の運行経路の実態や運行経路選択に係る事業所側の意向等に係る調査結果、並びに兵庫県警察の依頼により平成18年3月に実施した阪神間の交通量調査等の調査結果を取りまとめたので、貴庁に対し、当該調査結果の提出と併せて、国道43号尼崎地域における大型車の交通量を低減する観点から、大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、追加的検討を要請するよう近畿地方整備局道路部長より依頼がありました。

つきましては、下記1.の追加的検討について、下記2.の資料を添えて、要請させていただきます。

記

1. 国道43号尼崎地域において、現行の交通規制に加え、①又は②の規制を実施することの可否
 - ①大型車の通行を中央寄りの車線（1ないし2車線）に制限すること
 - ②午前9時から12時までの間、ナンバープレートにより一定割合の大型車の通行を禁止すること
2. 添付資料
 - ①「阪神間交通量調査等の調査結果（阪神間交通量調査、阪神地域の自動車交通利用実態アンケート調査、周辺道路調査）」（平成13年2～4月実施）
 - ②「大型車の交通量低減のための総合的な調査」（平成17年3月実施）
 - ③「阪神間の交通量調査等の調査結果（阪神間交通量調査（概要版、報告書、資料編）、周辺道路調査）」（平成18年3月実施）